

第1 審査会の結論

福島県知事（以下「実施機関」という。）が、平成30年4月13日付け30中建第383号で行った公文書不開示決定については、妥当である。

第2 審査請求に係る経過

- 1 審査請求人は、平成30年4月2日付けで、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「平成27年11月25日 ○○○○○○○○○」について、次に掲げる内容で、公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
 - (1) 境界立会関係の書類一式
 - (2) 境界確認書、同意書
 - (3) 立会証明書
- 2 (1) これに対して実施機関は、前記1(1)及び(3)に関して、それぞれ本件開示請求に対応する公文書（以下「対象公文書」という。）を特定した上で、公文書一部開示決定を行った。
 - (2) 併せて、実施機関は、前記1(2)に関して、対象公文書は取得・作成していないため不存在であるとして、条例第11条第2項の規定により公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、平成30年4月30日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。
- 4 実施機関は、条例第19条第1項の規定により、平成30年8月10日付けで、同条第2項に規定する弁明書の写しを添えて当審査会へ諮問を行った。
- 5 審査請求人は、条例第26条の2の規定により、平成30年8月31日付けで、同条第1項第1号に規定する反論書を実施機関へ提出した。

第3 審査請求人の主張

- 1 審査請求の趣旨
審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。
- 2 審査請求の理由
審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び口頭による意見陳述の内容を総合すると、次のとおりである。
 - (1) 実施機関の不開示理由について
実施機関は、本件処分に係る対象公文書は取得・作成していないため不存在であると主張するが、当時の担当者は立会証明書により「筆界を確認のうえ測量したものに相違ない」旨を証明している。この「筆界を確認のうえ」の意味を土地家屋調査士や法務局に聞いたところ、「境界確認書により確認した」旨の意味であるとの話であったため、その境界確認書がないことは考えられない。
また、実施機関が民境界の確定同意がなされていることを確認したとしている

書類は、法務局に対して地図訂正の申請を行う際に添付する隣接土地所有者の署名入りの文書であるが、関係者の同意に関する署名・押印が最後になされているのは平成27年11月17日であり、公共用財産境界確定の申請日である平成27年11月13日より後であるため、当該申請時に実施機関が確認できるものではない。

また、民民境界の確定同意の書類は、あくまで地図訂正のために法務局へ提出する書類であって、県が民民境界の確定同意を確認するためのものではない。

そもそも、担当者が当初「境界確認書が提出されている」旨の話をしていたものの、その後認識誤りとして「境界確認書は提出されていなかった」と説明を変えていることや、民民境界の確定同意の確認書類を、コピーも取らずに公共用財産境界確定申請の申請者代理人へ返戻していることなど、県の説明には納得できない点があり、何らかの確認書類が存在するはずである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の本件処分の理由は、弁明書及び口頭による理由説明を総合すると次のとおりである。

1 対象公文書について

対象公文書は、公文書開示請求書記載の地番に隣接する〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇において、公共用財産境界確定申請に基づき、県道敷と民有地の境界を確定するため、県職員や土地所有者等の立会により平成27年11月25日に実施した現地調査に関する、第2の1(1)～(3)に記載の書類であると解した。

その結果、第2の1(1)及び(3)に関しては、該当する公文書が存在したため、第2の2(1)に記載の処分を行った一方、第2の1(2)に関しては、本件開示請求があった時点で当該公文書を取得又は作成した事実がなかったため、本件処分を行った。

2 不開示理由について

県が境界確定の立会をするにあたっては、隣接する民民境界の確定同意がなされていることが前提となるため、公共用財産境界確定申請の申請者代理人に同意の根拠書類を確認したところ、境界点座標値及び「本図実測図に異議ありません」の記載があり、かつ境界確定申請者、審査請求人及びその子2人の署名・押印のある実測図の提示がなされた。

当該実測図は申請書に必須の書類ではなかったため、隣接する民民境界の確定同意がなされたことが確認できた後、申請者代理人に返戻しているため、第2の1(2)に記載の書類については取得していない。

なお、審査請求人に対して当初「境界確認書が提出されている」と説明したことについては、その後同人に錯誤であった旨を数回にわたり文書及び電話等で説明している。

第5 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

条例第5条に規定されているとおり、何人も公文書の開示を請求する権利が保障されているが、同条の規定による開示の請求をした者が公文書の開示を受けるためには、

当該開示の請求をした時点において、実施機関の保有する公文書が存在していることが前提となる。

当審査会は、公文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、審査請求人及び実施機関のそれぞれの主張から、本件処分に係る対象公文書の存否等について、以下判断するものである。

2 対象公文書の保有の有無について

実施機関の説明によれば、県道と民有地の境界確定に係る事務に関しては、県で管理する国道の境界確定事務に関して用いられる「国土交通省所管国有財産等の境界確定事務取扱要領」（以下「要領」という。）を準用する形で行われており、当審査会においても、当該事務は確かに要領に基づいて行われるものと認められたことから、以下要領に照らして本件処分に係る対象公文書の保有の有無について検討する。

県道と民有地の境界確定を行う際は、要領第5条第1項の規定により、公共用財産境界確定申請書に次の図書を添付して申請を行うこととされている。

- (1) 位置図
- (2) 案内図
- (3) 地図写し
- (4) 実測平面図
- (5) 隣接土地所有者一覧表
- (6) 土地登記簿謄本等
- (7) 委任状
- (8) その他参考となる資料
- (9) その他所長が必要と認める資料

ここで列挙されている添付図書の中に、審査請求人が存在を主張する本件処分に係る対象公文書は含まれておらず、要領上、当該公文書は実施機関において作成、取得及び保存が義務付けられているものではないと認められる。

よって、確認書類を取得していないとする実施機関の説明に矛盾はなく、また、その他に本件処分に係る対象公文書を保有していると推認できる事情もない。

なお、審査請求人は、実施機関が民有境界の確定同意の確認書類をコピーも取らずに返戻するのは不自然である旨などを種々主張するが、前記のとおり、要領やその他の事情に照らして本件処分に係る対象公文書が存在しているとは認められない。

確かに、審査請求人が審査請求書等で述べているとおり、境界確認書に関する当初の説明等、実施機関が行った対応は一部丁寧さを欠いており、より慎重かつ正確な言動をとるべきであったことは否めないものの、それはあくまで事務手続き上の行き違いに留まるものであり、本件処分に係る対象公文書の保有の有無の判断に影響するものではない。

3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙「審査会の処理経過」のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成30年 8月10日	・実施機関から諮問書及び弁明書(写)を収受
平成30年 9月 5日	・実施機関を經由して審査請求人の反論書(写)を収受
平成31年 4月16日 (第277回審査会)	・審査請求の経過説明 ・審議
令和 元年 5月13日 (第278回審査会)	・実施機関から公文書不開示決定理由を聴取 ・審議
令和 元年 6月11日 (第279回審査会)	・審査請求人から意見を聴取 ・審議
令和 元年 7月16日 (第280回審査会)	・審議
令和 元年 8月19日 (第281回審査会)	・審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
垣見 隆禎	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会 長
阪本 尚文	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
佐藤知恵子	行政書士	
村上 敬子	税理士	
渡辺慎太郎	弁護士	会長職務代理者